



内容

I. インボイス

- 電子インボイスに関する 2018年5月7日付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター3732/CT-TTHT号

II. 付加価値税

- 付加価値税に関する 2018年6月14日付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター5720/CT-TTHT号

III. 外国契約者税

- 外国契約者税の制度に関する 2018年6月14日付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター5658/CT-TTHT号

IV. その他

- 輸出加工企業とその支店の商品の回転に対する輸入税制度に関する 2018年8月15日付税関総局発行オフィシャルレター2550/GSQL-GQ2号
- 配当の海外送金に関する 2018年8月15日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター57077/CT-TTHT号



I. インボイス

電子インボイスに関する 2018 年 5 月 7 日付ホーチミン市税務局発行 オフィシャルレター3732/CT-TTHT 号

本オフィシャルレターによると、貨物又はサービスを購入し、紙へ印刷された電子インボイスを提供された場合、費用計上の為に電子インボイス送信を要求する必要がある。

通達 32/2011/TT-BTC 号第 12 条第 1 項に基づき、電子インボイスを印刷し、紙インボイスにすることは可能であるが、目的は「保管用」及び「運搬中貨物の販売元の証明」に限られる。

II. 付加価値税

付加価値税に関する 2018 年 6 月 14 日付ホーチミン市税務局発行 オフィシャルレター5720/CT-TTHT 号

通達 219/2013/TT-BTC の第 12 条によれば、領収書上の付加価値税（以下「VAT」）の税率に誤りがあったことが税務調査で発覚した場合、下記の通り処理される。

a) 販売側：

- ・領収書上の VAT 税率が、規定の税率を上回っている場合、領収書上の税率に基づき申告納付を行う。

- ・領収書上の VAT 税率が、規定の税率を下回っている場合、規定の税率の通り申告納付を行う。

b) 購入側：

- ・領収書上の VAT 税率が、規定の税率を下回っている場合、領収書上の税率に基づき仕入 VAT の控除を行う。

- ・領収書上の VAT 税率が、規定の税率を上回っている場合、規定上の税率に基づき仕入 VAT の控除を行う。

- ・販売側が領収書上の税率の通り VAT の申告納付を行った旨について販売側の管轄税務局より確認が取得できる場合、購入側は領収書上の税率に基づき仕入 VAT の控除を行う。



III. 外国契約者税

外国契約者税の制度に関する 2018 年 6 月 14 日付ホーチミン市税務局発行 オフィシャルレター5658/CT-TTHT 号

【事例】

- ・ベトナム企業 A 社がベトナム国外の B 社に対してサービス提供を行う契約を締結する。
- ・当サービス提供に必要な人材雇用のため、B 社が A 社に対して契約金額一部を前払いする。
- ・A 社は前払金額に対して割引を実施し、割引金額分を B 社へ送金した。

上記の事例の場合、A 社が B 社に対して割引額を送金する際、割引額に対して外国契約者税が課税され、A 社は税額分を源泉徴収し、B 社に代わって申告納付を行う必要がある。具体的な税率は以下の通りである。

- ・付加価値税部分：非課税
- ・法人税部分：課税所得（割引金額） * 5%

なお、当オフィシャルレター上では割引額を送金する事例が挙げられているが、実務上は外国企業への請求書上で割引を適用し、ベトナムから国外への送金が発生しない場合が多い。この場合、ベトナムから外国への送金が発生しないため、ベトナム企業は源泉徴収を行うことが出来ないが、割引額に対しては外国契約者税が発生すると解釈される。

IV. その他

輸出加工企業とその支店の商品の移転に対する輸入税制度に関する 2018 年 8 月 15 日付通関局発行オフィシャルレター2550/GSQL-GQ2 号

輸出入法 107/2016/QH13 号第 2 条 4c によると、輸出加工企業間で移転する商品は輸入税、輸出税の免税対象になる。

よって、輸出加工企業が支店に設備、機械を移転するが、当該支店が輸出加工企業ではない場合、上記の規定により免税は適用できない。

配当の海外送金に関する 2018 年 8 月 15 日付ハノイ税務局発行オフィシャル レター57077/CT-TTHT 号

通達 186/2010/TT-BTC 第 4 条によると、外国投資家は、会計年度が終了し、納税義務を果たし、法定監査済みの決算報告書及び法人税確定申告書を管轄税務局に提出し、税務局へ事前通知している場合は、配当の海外送金が可能である。

また、税務局への事前通知の際には、通達 186 にて定められるフォームへ記入し、税務局へ提出する必要がある。複数の年度の配当をまとめて送金する場合、それぞれの年度の配当額を明記する必要がある。



I-GLOCAL CO., LTD.

VINA BOOKKEEPING CO., LTD

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1, HCMC, Vietnam

Tel: +84 28 3827 8096 Fax: +84 28 3827 8097

Takayuki Jitsuhara (真原): takayuki.jitsuhara@i-glocal.com

Vo Tan Huu: vo.tan.huu@i-glocal.com

Tran Nguyen Trung: tran.nguyen.trung@i-glocal.com

Cao Hoang Vuong: cao.hoang.vuong@i-glocal.com

Tran Cong Hung: tran.cong.hung@i-glocal.com

Duong Quynh Nga: duong.quynh.nga@vinabookkeeping.com

Hanoi Office

R.1206, 12th Floor, Indochina Plaza Hanoi Tower, 241 Xuan Thuy, Cau Giay Dist., Hanoi, Vietnam

Tel: +84 4 2220 0334 Fax: +84 4 2220 0335

Naoki Fukumoto (福本): naoki.fukumoto@i-glocal.com

Ta Huong Ly: ta.huong.ly@i-glocal.com

Nguyen Thi Dung: nguyen.thi.dung@vinabookkeeping.com

Website: <http://www.i-glocal.com>

<http://www.vinabookkeeping.com>